

釜石市監査委員告示第3号

平成31年3月4日付け釜石市監査委員告示第2号をもって公表した平成30年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成31年4月15日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 水野 昭 利

平成 30 年度定期監査（下期分）

（市長からの措置状況報告書）

整理 番号	所管課（機関）名	監査結果 （指摘事項等の内容）	監査結果に基づき 講じた措置
1	都市計画課	<p>(1) 釜石市営住宅等の指定管理において、事業費（保守点検費及び修繕費）の予算額に対して決算額が下回る状況が見られるものの、指定管理料の精算方式について協定の見直しが行われていなかったことから、事務処理の適正化を求めた。</p> <p>(2) 釜石大町駐車場の指定管理において、市に対する納付金を敷地における固定資産税相当額と年度末の利益見込額の2分の1の合計額としていたが、実績額において利益が増加しても納付金の増加に反映されていない状況が見られたことから、見込額ではなく実績額による精算方式へ変更するよう、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>(1) 指定管理者と協議のうえ、協定の見直しを行うこととした。</p> <p>(2) 指定管理者と協議の結果、実績額での精算方式に変更することとした。</p>
2	農林課	<p>日の神取水箇所及び太田林農地（田）災害復旧業務委託（平成 28 年 8 月台風 10 号）において、平成 30 年 2 月に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）により随意契約を締結していたが、災害の発生から既に 1 年以上が経過しており同号の適用は適切ではなかったことから、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>契約事務にあたっては、地方自治法施行令及び契約規則等の条項を遵守し、適正な事務処理を行うこととした。</p>
3	地域福祉課	<p>平成 29 年度災害援護資金貸付金元利収入において、償還期限が翌年度（平成 30 年 4 月以降）のものについても償還通知の時点で平成 29 年度の収入として調定し、収入未済額が生じていたが、納期の一定している収入の会計年度の所属区分はその納期の末日の属する年度である。したがって、現年度で調定を行うのは年度内に償還期限が到来するもの及び年度内に償還があった場合のみであることから、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>調定済みの平成 30 年度過年度調定は、納期の末日の属する年度として平成 30 年度現年調定に修正した。</p> <p>今後については、適正年度となった時点で調定を作成することとした。</p>